

乳用牛・肉用牛・養豚農家の皆様へ

万一の口蹄疫、豚熱等の発生に備え

令和3年度からの

家畜防疫互助基金支援事業に ご参加ください

- 事業実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。
- 参加申込期限は、令和3年3月31日までです。

家畜防疫互助基金支援事業は、口蹄疫や豚熱等が発生した場合に、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積み立てを行い、口蹄疫や豚熱等の発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（(独)農畜産業振興機構）が補助する事業です。

事業のポイント

- 牛・豚を飼育する生産者の方は、どなたでも参加できます。
ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、及び豚熱の5疾病です。
- 生産者の方には契約頭数に別に定める1頭当たりの単価を乗じた額を生産者積立金としてあらかじめ負担していただき、家畜伝染病予防法に基づき殺処分した家畜を飼育していた事業参加者に対し互助金を交付します。

事業の内容に関するお問い合わせ先

公益社団法人中央畜産会資金・経営対策部

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2（第2DICビル9階）

TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890

E-mail : shikin@sec.lin.gr.jp HPアドレス : <http://jlia.lin.gr.jp/>

具体的なご相談は、下記の県団体にお問い合わせください。

公益社団法人福島県畜産振興協会

〒960-8073

福島県福島市南中央三丁目36番地

TEL024-573-0515 FAX024-573-0565

E-mail① : kanri-eiseika@bz03.plala.or.jp

E-mail② : antei1@bz03.plala.or.jp

HPアドレス : <http://fukushima.lin.gr.jp/>

次期対策期間（令和3年度～令和5年度）における生産者積立金単価
並びに経営支援互助金及び焼却・埋却等互助金の交付上限単価について

次期対策期間（令和3年度～令和5年度）における生産者積立金単価並びに経営支援互助金及び焼却・埋却等互助金の交付上限単価の見込み額は以下のとおりです。

ただし、国会での令和3年度予算成立が前提となりますのでご留意願います。

1. 生産者積立金の単価（令和3年度～令和5年度）

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価	
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
		（1）乳用牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	245円
		（2）乳用牛（24か月齢未満のもの）	1頭当たり	90円
		2 肉用牛		
		（1）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	235円
		（2）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	125円
		（3）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	95円
		（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる牛を含む。）	1頭当たり	90円
豚	家族型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	375円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	375円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	105円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	390円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	390円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	110円

2. 経営支援互助金及び焼却・埋却等互助金の交付上限単価（令和3年度～令和5年度）

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
1 経営支援互助金		
(1) 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
ア 乳用牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	193,000円
イ 乳用牛（12か月齢以上24か月齢未満の雌）	1頭当たり	28,000円
ウ 乳用牛（12か月齢未満の雌）	1頭当たり	23,000円
(2) 肉用牛		
ア 肉専用種		
(ア) 繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	186,000円
(イ) 繁殖雌牛（12か月齢以上24か月齢未満のもの）及び肥育牛（雌、12か月齢以上のもの）	1頭当たり	58,000円
(ウ) 肥育牛（雄、12か月齢以上のもの）	1頭当たり	58,000円
(エ) 子牛（12か月齢未満のもの）	1頭当たり	58,000円
イ 交雑種		
(ア) 肥育牛（12か月齢以上のもの）	1頭当たり	36,000円
(イ) 子牛（12か月齢未満のもの）	1頭当たり	34,000円
ウ 乳用種（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
(ア) 肥育牛（12か月齢以上のもの）	1頭当たり	28,000円
(イ) 子牛（12か月齢未満のもの）	1頭当たり	23,000円
(3) 豚		
ア 家族型		
(ア) 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	48,000円
(イ) 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	48,000円
(ウ) 肥育豚（21日齢以上のもの）	1頭当たり	10,000円
イ 企業型		
(ア) 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	55,000円
(イ) 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	55,000円
(ウ) 肥育豚（21日齢以上のもの）	1頭当たり	11,000円
2 焼却・埋却等互助金		
(1) 乳用牛及び肉用牛		
ア 家畜伝染病予防法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	37,000円
イ その他	1頭当たり	74,000円
(2) 豚		
ア 家畜伝染病予防法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	2,000円
イ その他	1頭当たり	4,000円